
2025 年 10 月 15 日 発行

■■ 民紹協メルマガ通信 NO. 176 ■■

発行：民紹協

いつもお世話になっております。本メールは、2 週間に 1 回提供しています。

<コンテンツ>

◆◆ 今週のひとこと

◆◆ T O P I C

◆◆ 気になる統計の動きー外国人の子供の就学状況等調査

◆◆ 今週のひとこと

■ ナイチンゲールと統計

先日、ある経営者の話を聞き感銘を受けました。その経営者は、もともと看護師をしていたのですが、中小企業を経営していた両親の高齢化に伴い、その会社にパートで入社し、やがて従業員たちから請われる形で社長に就任しました。

会社の立直しと発展基盤の確立に当たっての方針のひとつに「科学性」尊重がありました。それまで同社で曖昧に運営されていた事業・労務・財務を事実に基づく科学的な手法に改め、今ではすべての従業員が事業計画の進捗、社内の PDCA の結果、財務指標等について明確に把握しあうようになっています。

興味深かったのが「科学性」尊重のきっかけです。看護師出身のこの経営者は、ナイチンゲールが統計学に通曉していたことを見逃しませんでした。「ナイチンゲールと統計学??」——意外ですが調べてみると、ナイチンゲールは哲学、数学、経済学、多くの外国語等の幅広い教養を身に着けた後、看護師を志願します。クリミア戦争の際、献身的な看護で活躍するとともに、統計にも関心を持ち、陸軍病院の死亡者を原因別に調べて、戦傷による死亡よりもはるかに多くの人々が院内における感染により死亡していること、衛生状態を改善することにより死亡者を劇的に減らせることを統計で明らかにし、これをダイアグラムやコックスコームチャートでわかりやすく伝えて、イギリス政府を動かしました。こうした功績等により、ナイチンゲールは、「統計の母」とも呼ばれているとのこと。

今月 10 月は、統計に縁の多い月です。国勢調査の時期でもありますし、10 月 18 日がわが国の「統計の日」、10 月 20 日は「世界統計デー」です。統計といえば、社会情勢の新しい数値を「知る」ことだと思われがちですが、ナイチンゲールやこの経営者のように、事実に寄り添い、「行動に結びつける」視点を持つことが重要であると改めて感じました。



◆◆ TOPIC

このコーナーでは、最近の労働関係の動きの中から、民営職業紹介事業に関係のある話題を紹介しています。

■ 1 職業紹介事業における医療・介護・保育分野の手数料等を公表／厚労省

厚生労働省は、9月30日、職業紹介事業者を選択する際の参考等として、医療・介護・保育分野における職種別の職業紹介手数料等を公表しました。これによりますと、職業紹介手数料（全国の平均額、令和5年度実績）は、①医師：82.4千円、②看護：63.9千円、③保育：64.6千円、④介護：55.1千円となっています。なお、ここでの手数料の平均額は、常用就職件数（無期雇用または4ヵ月以上の期間を定めて雇用される者）の合計値とそれに係る手数料の総額より算出したものです。

<詳しくは>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/36163_00001.html

■ 2 11月は「過労死等防止啓発月間」／厚労省

厚生労働省は、10月3日、11月を「過労死等防止啓発月間」とし、各種の行事を行うことを発表しました。月間中に行われる主な行事は次のとおりです。

（1）過重労働解消キャンペーン

- ―①11月1日（土）に電話による特別労働相談を実施（0120-794-713）
- ―②11月1日（土）～11月7日（金）を過重労働相談受付集中期間とし、労働局及び労基署において、過重労働に係る相談と法違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付け

（2）国民への周知・啓発

- ―①「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施（47都道府県48会場）
- ―②ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施 等

<詳しくは>

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_64204.html

■ 3 教員の働き方改革に向け指針を改正／文科省

文部科学省は、9月26日、学校の働き方改革等を盛り込んだ「給特法等改正法」が令和8年4月1日から施行されることを控え、政省令を公布するとともに、教員の業務量管理や健康確保措置等に関する指針（告示）を改正しました。同指針では、「業務量管理・健康確保措置実施計画」により、①1か月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合を100%とすること、②1年間における教育職員の1か月時間外在校等時間の平均時間を平均で30時間程度とすること、③1年間時間外在校等時間を360時間以下とすることを目標として取り組むとしています。

<詳しくは>

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/mext_00026.html

■ 4 令和7年6月末の在留外国人数は396万人／入管庁

出入国在留管理庁は、10月10日、令和7年6月末現在における在留外国人数を公表しました。これによりますと、6月末の在留外国人数は、395万6,619人（前年末比18万7,642人、5.0%増）で、過去最高を更新したとのことです。主な国別・地域別、在留資格別状況は、次のとおりです。

1. 主な国籍・地域別状況

- －(1)中国・・・900,738人（前年末比+27,452人）
- －(2)ベトナム・・・660,483人（同+26,122人）
- －(3)韓国・・・409,584人（同+346人）
- －(4)フィリピン・・・349,714人（同+8,196人）
- －(5)ネパール・・・273,229人（同+40,186人）

2. 在留資格別状況

- －(1)永住者・・・932,090人（同+13,974人）
- －(2)技・人・国・・・458,109人（同+39,403人）
- －(3)技能実習・・・449,432人（同－7,163人）
- －(4)留学・・・435,203人（同+33,069人）
- －(5)特定技能・・・336,196人（同+51,730人）

<詳しくは>

https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00057.html

■ 5 在留資格「経営・管理」に係る取扱いの変更は10月16日から／入管庁

法務省は、10月10日、日本で起業する外国人の在留資格「経営・管理」の要件を厳格化する上陸基準省令等（「**出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）**」及び「**出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）**」）の一部を改正、公布し、施行日を10月16日としました。

<詳しくは>

https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/10_00237.html

改正概要

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001448231.pdf>

官報(10月10日、号外227号)

<https://www.kanpo.go.jp/20251010/20251010g00227/20251010g002270000f.html>

■ 6 地方自治体職員の能力・資質に「国際力」「IT活用力」を期待／民間調査

（一社）日本能率協会は、10月1日、「第2回政策形成力・人材育成に関する調査」結果を公表しました。この調査は全国の都道府県、市区町村の人事部門1788団体に調査を実施し、259自治体から回答を得たものです（回答率14.5%）。これによりますと、不足能力・資質及び今後の重要項目において「国際力」「IT活用力」が上位になりました。

（1）不足能力・資質（上位3項目）

－1位：国際力・・・67.6%

－2位：IT活用力・・・51.0%%

－3位：成果志向・経営感覚・・・47.5%

（2）今後の重要項目（上位3項目）

－1位：IT活用力・・・49.4%

－2位：住民・町内・関係者との協働力・調整力・・・45.6%

－3位：企画力・・・44.8%

<詳しくは>

☆—————☆

◆◆ 気になる統計の動き

このコーナーでは、「行政の動き」「統計の動き」「労務管理」「研究・報告」等のテーマの中から、適宜取り上げて紹介しています。本号では、「統計の動き」のテーマから、外国人の子供の就学状況について見ていくこととします。

■ 外国人の子供の就学状況等調査

文部科学省では、令和元年度以降「外国人の子供の就学状況等調査」を実施し、全国的な学齢相当の外国人の子供(小中学生相当)の就学実態の把握に努めていますが、10月2日、令和6年5月1日現在で行った第5回目の調査結果をとりまとめ公表しました。主な結果は、次のとおりです。

〔主な結果〕

(1) 就学状況の把握

ア) 学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数

ー令和6年度は、163,358人となり令和5年度の150,695人と比較すると+8.4%となっている。

イ) 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況

ーA 就学者(①義務教育学校、②外国人学校)、B 不就学者、C 就学状況が確認できなかったものの数は、令和6年度はA=150,031人(①=138,416人、②=11,615人)、B=1,097人、C=7,322人となり、令和5年度のA=138,232人(①=127,239人、②=10,993人)、B=970人、C=7,199人と比べるとそれぞれA=+8.4%(①=+8.8%、②=+5.7%)、B=+13.1%、C=+1.7%となっている。

ウ) 学齢相当の外国人の子供がいる地方公共団体数

・ 学齢相当の外国人の子供が1人以上いる地方公共団体数は1,288(74.0%)で、令和5年度調査1,260(72.4%)より増加している。

・ 学齢相当の外国人の子供が10人以上いる地方公共団体数は736(42.3%)で、令和5年度調査696(40.0%)より増加している。

(2) 就学促進の取組

・就学ガイドブック等の備付け・配布について、「行っている」309（17.7%）、「行っていない」1,432（82.3%）となっている。

・住民基本台帳システムと連動した学齢簿システムの導入・適用状況について、「システムを導入しており、外国人の子供に対しても適用している」1,370（78.7%）、「システムを導入しているが、外国人の子供に対しては適用していない」18（1.0%）、「システム自体を導入していない」353（20.3%）となっている。

・学齢相当の外国人の子供に係る就学案内の送付状況については、「小学校新入学相当の年齢の外国人の子供がいる家庭に送付している」1,385（79.6%）、「中学校新入学相当の年齢の外国人の子供がいる家庭に送付している」1,073（61.6%）、「送付していない」351（20.2%）となっている。

・外国人の就学促進に係る支援の実施状況については、「乳幼児健診や予防接種の受診等における情報提供」331（19.0%）、「就学ガイダンス」237（13.6%）、「外国人を対象とした相談窓口の設置」219（12.6%）、「幼稚園等への就園機会の確保」185（10.6%）、「プレクラス・初期指導教室」132（7.6%）、「プレスクール」89（5.1%）、「その他の取組」181（10.4%）、「特に実施していない」944（54.2%）となっている。

・就学状況が不明又は不就学の外国人の子供に対する就学状況把握及び就学促進のための取組状況については、「実施している」892（51.2%）、「実施していない」849（48.8%）となっている。実施している取組を見ると、「電話による個別確認や就学勧奨」513（29.5%）、「就学案内の継続送付」507（29.1%）、「訪問による個別確認や就学勧奨」461（26.5%）、「外国人学校との連携」39（2.2%）、「その他の取組」98（5.6%）、「特に実施していない」849（48.8%）となっている。

<詳しくは>

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/1421568_00005.htm

・・・・・・・・ 民紹協からのお知らせ ・・・・・・・・

◆職業紹介責任者講習◆

職業紹介責任者の方はもとより、職業紹介責任者が行う従事者に対する教育として事業報告書に記載が可能です。是非当協会の講習を教育の機会としてご活用ください。

【集合型】

◇東京：11/4（火）、11/10（月）、11/17（月）、12/1（月）、12/8（月）、12/17（月）、
1/14（水）

◇愛知：12/19（金）

◇大阪：11/20（木）、12/12（金）

【オンライン】

10/30（木）、11/6（木）、11/12（水）、11/14（金）、11/19（水）、11/26（水）、11/29（土）、
12/3（水）、12/5（金）、12/10（水）、12/15（月）、12/23（火）、12/25（土）

※お申込み・詳細は下記 URL（民紹協ホームページ）からお願いします。

<https://www.minshokyo.or.jp/course/index.html>

◆◆職業紹介事業実践セミナー（オンライン開催）◆◆

※従事者教育としてご利用ください

職業紹介事業者及び従事者の方々を対象に、実践的な知識及びスキル等能力向上を図ることを目的として、オンライン（Zoom）で開催しています。「基本編」と「応用編」がありますので、経験等に合ったものをお選びいただくことができます。もちろん従事者教育として事業報告書へ記載可能です。

【基本編】

令和8年1月21日（水）14：00～17：00 Zoom

「行政機関による定期指導と調査の実務セミナー」

令和8年2月18日（水）14：00～17：00 Zoom

「職業紹介事業実務セミナー」

令和8年3月11日（水）14：00～17：00 Zoom

「新・紹介担当者のための求人票セミナー」

【応用編】

「外国人材の職業紹介セミナー」

「求職者確保に役立つ就職支援スキルアップセミナー」

「外国人材の定着を高めるセミナー」

「求職者確保に役立つ就職支援スキルアップセミナー」

「外国人材の職業紹介セミナー」

<https://www.minshokyo.or.jp/seminar/>

民紹協の活動趣旨にご賛同いただける、皆様のご入会をお待ちしております。

<https://www.minshokyo.or.jp/join/>

<https://www.minshokyo.or.jp/news/wp-content/uploads/2025/10/information.pdf>

★このメールは送信専用メールアドレスから配信されています。

8

<http://www.minshokyo.or.jp/seminar/mminfo.html>

☐配信中止の手続は、こちらから

<http://www.minshokyo.or.jp/seminar/mminfo.html>

□発行 民紹協 総務課

©公益社団法人全国民営職業紹介事業協会

許可なく転載することを禁じます。

[illegible]